

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川用水総合管理所長 本田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 件 名 | 濃尾第二施設改築事業不動産鑑定評価業務 |
| 2 施 行 場 所 | 愛知県弥富市地内 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和5年7月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 5 年 5 月 24 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和5年5月24日 16:00 までとします。 |
| 6) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

濃尾第二施設改築事業不動産鑑定評価業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「濃尾第二施設改築事業不動産鑑定評価業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

本業務は、以下の業務を行うものである。

1 不動産鑑定評価

（1）評価依頼地

農地地域

住所：愛知県弥富市西中地町中島 33 番 6

地目：田

地積：1,383m²

（2）評価時点

令和5年6月1日

（3）評価の目的

濃尾第二施設改築事業における事業用地の地上権再設定価格等算定のため。

（4）評価により求めるべき価格

評価依頼地の正常価格であること。

（5）その他の依頼条件

鑑定評価価格の決定理由については、当該評価価格が決定されるに至った経過及び理由が当方に納得できるよう記載し、必要に応じて採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにすること。

2 意見書作成

（1）意見書作成の内容

①濃尾第二施設が地下に埋設され、地上権が設定されている農地の土地利用における阻害率について

②農地（田地）に係る個別要因に必要な格差項目及びこれに係る格差率について

③農地（畑地）に係る個別要因に必要な格差項目及びこれに係る格差率について

④現況地目（宅地見込）に係る格差率について

⑤現況地目（原野）に係る格差率について

⑥現況地目（道路敷）に係る格差率について

⑦現況地目（水路敷）に係る格差率について

(2) 意見書作成に必要な資料

埋設されている施設の規格や地表面の土地利用上の制約等については、契約締結後に説明及び資料の貸与を行う。

第3節 業務期間

契約締結の翌日から令和5年7月31日までとする。

第4節 成果品

鑑定評価書及び意見書は、それぞれ正1部、副3部とする。

第5節 再鑑定評価又は補完等

- 1 本仕様書による鑑定評価条件等に適合した鑑定評価を行わなかった場合には、再鑑定評価を求め、又は鑑定評価額の決定理由の不備の補完若しくは採用した評価に関する資料、鑑定評価の手順等に関する事項の追加を求めることがある。
- 2 前項の再鑑定評価又は不備の補完等のために要する費用は、貴殿の負担とする。

第6節 不動産鑑定士等の除斥

評価依頼地等の鑑定評価に当たって、次の各号の一に該当する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に当該土地の鑑定評価を行わせてはならない。

- 1 評価依頼地等の所有者又は評価依頼地等に関しての所有権以外の権利を有する者。
- 2 前号に掲げる者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、同居の親族、代理人又は補佐人である者。
- 3 前2号に掲げる者のほか、評価依頼地等の評価の公正を妨げる事情があると認められる者。

第7節 添付資料

- 1 位置図
- 2 公図（写）
- 3 全部事項証明書（※契約後貸与する。）

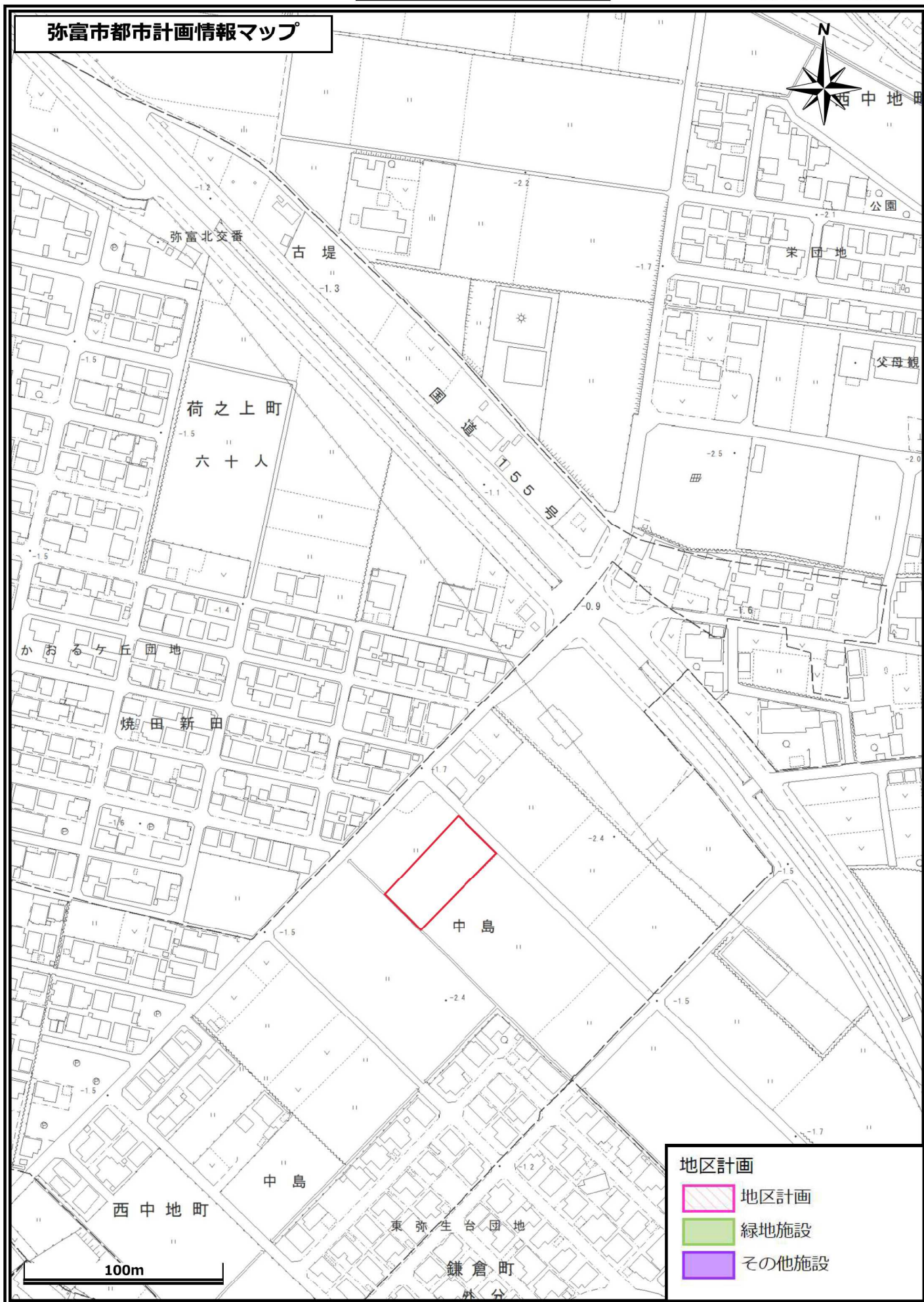
第8節 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた時は、協議のうえ決定するものとする。

位置図

出力：令和5年4月28日

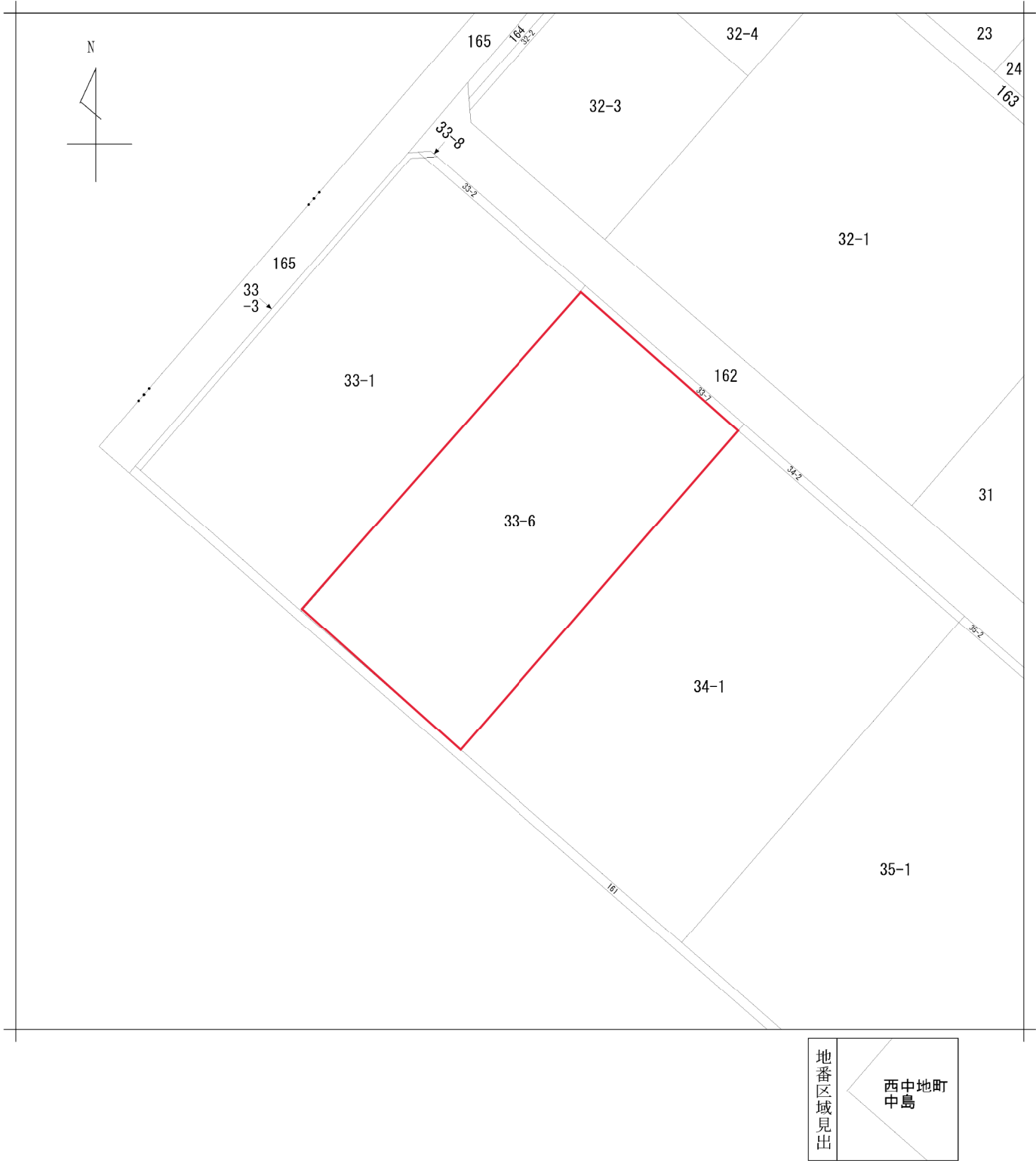
弥富市都市計画情報マップ



1/2,500

弥富市都市整備課

参考図としてご利用ください



請 求 部	所 在	弥富市西中地町中島					地 番	33番6			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面			種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和62年1月14日				備 付 年 月 日 (原図)		補 記 事 項				

(参考)



FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年5月11日に交付された(件名:濃尾第二施設改築事業不動産鑑定評価
業務)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。